

体制の充実強化

第十四条 県は、食品関連事業者に対する指導、食品等の検査及び関係機関との連絡調整のための体制その他の食品等の安全・安心の確保のため必要な体制の充実強化に努めるものとする。

調査及び研究

第十五条 県は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

財政上の措置

第十六条 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

委任

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

施行期日

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

検討

2 知事は、この条例の施行後、食品等の安全・安心の確保を図るために諸施策に関する動向その他の社会経済情勢の変化を勘案し必要があると認めるときは、食品等の安全・安心の確保に関する施策に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

千葉県行政組織条例の一部改正

3 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県薬事審議会の項の次に次のように加える。

千葉県食品等安全・安心協議会	千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例(平成十八年千葉県条例第三十四号)第一条に規定する食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。		
----------------	---	--	--

別表第三中千葉県薬事審議会の項の次に次のように加える。

千葉県食品等安全・安心協議会	会長	一 学識経験を有する者	二十人以内	二年
	副会長	二 事業者を代表する者		
	委員	三 消費者を代表する者		